

# 島根県社会的養育推進計画概要

## 計画策定の趣旨

- 平成28年6月：児童福祉法の一部を改正する法律  
→「家庭養育優先原則」が明確化
- 平成29年8月：新しい社会的養育ビジョン  
→改正児童福祉法の具体化
- 平成30年7月：都道府県社会的養育推進計画策定要領  
→平成27年3月に策定した「島根県社会的養護推進計画」を全面的に見直し、島根県の実情に応じた新計画を策定

## 島根県社会的養護体制推進計画（H27.3）

- ①家庭的養護の推進（里親委託等、施設小規模化等）
  - ②専門的ケアの充実（質の向上、人材確保・育成）
  - ③自立支援の充実
  - ④家族支援及び地域支援の充実
  - ⑤子どもの権利擁護の推進
- 概ね1/3  
ずつ
- 里親・ファミリーホーム

地域分散化施設

本 体 施 設
- 里親委託率  
H25 = 20% ⇒ R11 = 3割

## 現状（H31.3.31現在）

- 代替養育を必要とする子ども数 175人  
（里親等委託児童数＋施設入所児童数）
- ↓
- ・里親・ファミリーホーム 41人（23%）
- ・地域分散化施設 9人（5%）
- ・本体施設 125人（72%）

## 島根県社会的養育推進計画（R元策定）

### ★家庭養育優先原則と子どもの権利擁護

- ①家庭における養育（保護者支援）
- ②家庭と同様の養育環境（里親・ファミリーホーム、特別養子縁組）
- ③できる限り良好な家庭的養育環境（施設養育）

- ①当事者である子どもの権利擁護の取組
- ②市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
- ③里親等への委託の推進に向けた取組
- ④特別養子縁組等の推進のための支援体制構築に向けた取組
- ⑤施設の小規模かつ地域分散化、高機能化等に向けた取組
- ⑥一時保護改革に向けた取組
- ⑦社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑧児童相談所の強化等に向けた取組

## 代替養育を必要とする子ども数（推計）

	R2	R6	R11
代替養育を必要とする子ども数	220	211	198
就学前	66	64	60
うち3歳未満	26	25	23
学童期以降	154	147	138

## 計画期間

令和2年度～令和11年度の10か年計画

## 8つの計画内容及び評価指標

### ①当事者である子どもの権利擁護

#### 子どもの意見表明機会の確立と権利代弁

- i) 権利ノートを活用、周知
- ii) 権利ノート以外の具体的な聴取方法の整理検討
- iii) SNSを活用した相談対応の検討

●評価指標 [子どもの権利擁護のための意見聴取選択数]  
[R元]=6~8件 ⇒ [R11]=10件

### ⑤施設の高機能化等・小規模かつ地域分散化

#### 社会的養育が必要な子どもの最後の砦

- i) 包括的な社会的養育の要となる高機能・多機能化等
- ii) 施設の小規模かつ地域分散化
- iii) 児童家庭支援センターの設置検討

●評価指標 [小規模化等された施設の入所児童数]  
[R元]=61人 ⇒ [R11]=127人

### ②市町村の子ども家庭支援体制の構築等

#### 市町村相談支援体制の整備推進支援

- i) 子育て世代包括支援センターの設置促進
- ii) 子ども家庭総合支援拠点の設置促進
- iii) 要保護児童対策地域協議会の支援

●評価指標 [子ども家庭総合支援拠点設置数]  
[R元]=4市町 ⇒ [R4]=19市町村

### ⑥一時保護改革

#### 子どもの権利擁護と家庭的環境での個別的対応

- i) 児童相談所一時保護所の第三者評価の導入検討
- ii) 混合処遇解消、個別対応可能となる施設整備
- iii) 一時保護児童の学習機会の確保

●評価指標 [児相一時保護期間が31日以上の割合]  
[現況]=23% ⇒ [R11]=20%以下

### ③里親等への委託の推進

#### 里親及びファミリーホームへの支援

- i) 里親養育支援の協働、児相の里親支援業務の委託
- ii) 里親制度周知、子育て短期支援事業の里親活用
- iii) 里親不調の背景・要因等検証

●評価指標 [里親等委託率]  
[H30]就学前=18%(うち3歳未満=20%)、  
学童期以降=26%  
[R11]就学前=概ね40%以上(うち3歳未満=概ね50%以上)、  
学童期以降=概ね40%以上

### ⑦社会的養護自立支援の推進

#### 措置解除後の自立支援策の検討

- i) 社会的養護自立支援事業の検討
- ii) 代替養育経験者等のフォローアップ検討
- iii) 自立援助ホームのあり方検討

●評価指標 [社会的養護自立支援事業実施率]  
[R元]=未実施 ⇒ 需要及び必要性を勘案し検討

### ④特別養子縁組等の推進支援体制の構築

#### 家庭生活が困難な子どもの特別養子縁組等の検討

- i) 児童相談所と特別養子縁組の関わりを周知
- ii) 県外の特別養子縁組民間支援機関との連携

●評価指標 [児相関与の特別養子縁組成立件数]  
[H28~30平均]=3件 ⇒ [R11]=9件

### ⑧児童相談所の強化等

#### 児童虐待事案対応に向けた体制強化

- i) 児童相談所と市町村の役割分担と連携・協働
- ii) 児童福祉司、児童心理司、医師・保健師の適正配置
- iii) 要対協(市町村)職員のスキルアップ支援

●評価指標 [児童相談所の児童福祉司配置数]  
[R元]=26人 ⇒ [R4]=30人(その後は国の配置基準を  
勘案し検討)